

## 誰もが安心・安全で心豊かに暮らせる潤いあるまちづくり

1. 自然を感じ・自然と共生する豊かな市街地環境の形成 ……72
2. 明日の世代のための環境共生・資源循環型社会の構築 ……74
3. 住みよい暮らしを守る公害防止の推進 ……76
4. 安心・安全な上下水道の維持管理 ……78
5. 災害に強く犯罪のない地域社会の形成 ……80
6. 安全な消費生活に向けた環境づくりの推進 ……83

# 1. 自然を感じ・自然と共生する豊かな市街地環境の形成

## 現状と課題

本町では、平成18年1月に「嘉手納町緑の基本計画」を策定し、緑に関する方針を定めました。公園・緑地については、憩いとうるおいの場を提供する役割とともに環境保全や防災、景観形成の役割を位置づけ、行政・町民が一体となった緑豊かなまちをめざしています。

これまで、拠点となる緑として兼久海浜公園や嘉手納運動公園、屋良城跡公園の整備、骨格となる緑として比謝川とその周辺の緑が保全されてきました。特に、兼久海浜公園においては、ウォーターガーデンや多目的広場を整備したことにより利便性が向上し、多くの町民で賑わっています。また、身近な公園等に愛着を持ち、大切に利用してもらうため、平成24年度より公共施設美化ボランティア助成事業を実施し、管理への町民参画を促進しています。しかし、身近な住宅地内の緑化については、未だ十分とはいえない状況です。

今後は、身近な地域での緑化を推進するとともに、整備が必要な公園においては近隣住民の意見を取り入れながら再整備を進めていく必要があります。

貴重な水辺空間である比謝川においては、これまで気軽に水辺を散策するための遊歩道の整備や川の汚濁防止に向けて公共下水道の整備を進めてきました。また、比謝川を活用した自然と触れ合うことができるイベントの開催や自然観察会、カヌー教室などの環境学習が実施されています。

今後とも、守られてきた自然を維持しながらより豊かな環境づくりが行えるよう、町民と協力しながら環境形成を図る必要があります。

公園・緑地整備状況

(単位:箇所、ha)

公園共用率・一人当たり面積

(単位:人、ha)

	都市公園											
	住区基幹公園				地区公園				総合公園		運動公園	
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積		
計画公園	4	1.43	1	1.4	1	4.66	1	8.1	1	13.7		
共用公園	4	1.43	1	1.4	1	4.66	1	7.17	1	9.49		
公園名称	・屋良第2公園 ・屋良ふれあいパーク ・嘉手納公園 ・水釜公園		・野間総管公園		・屋良城跡公園		・兼久海浜公園		・嘉手納運動公園			

都市公園共用率	
人口	13,837
一人当たり公園面積	19.0

※外人登録は含む

	都市公園							その他の公園		
	大規模公園 広域公園		都市緑地		広場公園		合計		特殊公園 墓地公園	
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
計画公園	0	0	2	2.75	1	0.3	11	32.34	3	5.11
共用公園	0	0	2	2.75	1	0.3	11	27.2	3	5.11
公園名称			・比謝川緑地 ・比謝川小遊園		・ローリー広場					

資料:都市建設課

## 基本方針

- ①地域の身近な緑化スペースを確保するとともに、既存の公園等については、人々が集い・足を運ぶきっかけにもなるよう、地域の人々が維持管理に関わるしくみの普及に取り組みます。
- ②身近な水辺空間の保全・活用を行うとともに、より多くの人々が集い、利用しやすいよう比謝川周辺の環境整備に努めます。
- ③自然に対する関心を高めるため、身近な自然を活用した環境学習の充実を図ります。

## 施策の展開

### ①身近な地域での緑化の推進

- 密集市街地についてはオープンスペースやポケットパークの整備を検討するとともに、整備に際しては可能な限り住民参画による植栽を行います。
- 既存公園については、町民参加の手法を用い、計画的なリニューアルに取り組みます。また、屋良城跡公園総合再整備基本計画の策定及び計画に基づいた整備を推進します。
- 苗木配布事業などのイベントによる意識啓発や花いっぱい運動を行うとともに、道路側の敷地の生垣化や壁面緑化等による統一感のあるまち並み形成を図るなど、魅力ある住環境づくりに努めます。
- 公共施設美化ボランティア助成事業の周知及び自治会等への働きかけを行い、清掃や施設点検など簡易な公園管理について地域住民の参画を促進していきます。



苗木の無料配布

### ②親しみのある水辺空間づくり

- 比謝川遊歩道沿いの急斜面地対策を推進し、比謝川周辺の安全対策・環境改善を図ります。
- 比謝川沿いにある遊歩道の定期的な点検や除草作業を実施することにより、町民が利用しやすい遊歩道となるよう維持・改善に努めます。

### ③良好な景観・環境を形成するしくみと意識づくり

- 児童・生徒に対する学校教育や町民への生涯学習の場での環境教育・学習を推進します。
- 自然に触れる貴重な機会である「YOU・遊・比謝川 河童まつり」等の継続支援をするとともに、環境学習の場として充実を図ります。

## 2. 明日の世代のための環境共生・資源循環型社会の構築

### 現状と課題

大量生産、大量消費、大量廃棄型の現在の社会経済システムは、ごみの大量発生と質の多様化を招いています。また、二酸化炭素などの温室効果ガスの増大による地球温暖化現象は、異常気象や海水面の上昇などをもたらすとともに、生態系などに深刻な影響を与えることが懸念されています。国際社会において環境に対する関心が高まる中、一人ひとりができる環境負荷軽減への取り組みが求められています。

本町では、平成 22 年 3 月に「第 1 次嘉手納町地球温暖化防止実行計画」を策定し、地方公共団体の責務として実行すべき取り組みを位置づけ、その推進を図っていきます。また、ゴミの減量化と再資源化を行うため、『嘉手納町廃棄物の減量及び適正な処理に関する条例』により、町、町民及び事業者の責務を規定し、燃やせるゴミの有料化などについて定めています。加えて、この間、「家庭用電気式生ごみ処理機補助金制度」や「草木回収によるチップ化事業」を実施し、ゴミの減量化と再資源化に取り組んでいます。

環境美化については、定期的な不法投棄のパトロールや環境衛生週間に合わせた自治会での一斉清掃活動を実施するなど、町民の意識高揚に努めてきました。また、飼い犬への狂犬病予防接種や野犬捕獲を行うなど公衆衛生の向上にも努めています。

今後とも、町民一人ひとりが環境負荷軽減に向けた取り組みを行えるよう 3R 運動（3Rとは、廃棄物の抑制（リデュース）、資源・製品の再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を順に行うこと）の推進を図るとともに、積極的に環境活動等に取り組んでいる町民に対する支援が求められます。また、地球温暖化対策として省エネやエコ製品の使用など町民のエコライフの促進を図るとともに快適な生活環境を保つための地域美化運動も進める必要があります。

## 基本方針

- ①一般廃棄物の減量化のため、3Rを基本とし、ゴミ分別の徹底やゴミの資源化などに取り組みます。
- ②地球温暖化対策として省エネやエコ製品の使用など町民のエコライフの推進に取り組みます。
- ③住みよい環境を維持するため、地域美化に関する意識を高めるとともに子供のころから地域美化に関するモラル教育に努めます。

## 施策の展開

### ①一般廃棄物減量化及び資源化等の推進

- 啓発パンフレットの作成・配布や広報誌、ホームページへの掲載、学習会の導入など啓蒙啓発活動を実施し、3R運動の推進を図ります。また、啓蒙活動に際しては、ゴミ減量の効果についても周知に努めます。
- リサイクルセンターを中心に、資源・製品の再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を推進します。
- 町内団体の資源ゴミ回収事業を支援します。
- 燃やせるゴミとして回収している家庭用生ゴミの減量化と資源化を図るため、電気式生ゴミ処理機購入の助成について継続するとともに、効果的実施に取り組みます。
- 草木回収によるチップ化事業を推進し、農家や町民へのチップの無料配布を行うとともに、草木の堆肥化についても検討を行います。
- 公共事業で使用する諸資材については、率先してリサイクル材など環境配慮型資材を使用します。

### ②町民のエコライフの促進

- 省エネやエコ商品の利用促進に向けて、各種啓発活動の充実に努めます。
- 「第1次嘉手納町地球温暖化防止実行計画」に基づき、公共施設において地球温暖化防止に資する各種取り組みを推進するとともに、効果の検証及び計画の見直しを図ります。
- 「第7期市町村分別収集計画」の推進を図るとともに、町民、事業者、行政が連携し環境問題に積極的に取り組んでいくため、計画の周知を図ります。

### ③地域美化運動の推進

- 飼い犬・飼い猫糞害防止について掲示板や広報、立看板等により意識啓発に努めます。
- ゴミ処理に関する出前講座を継続するとともに、学校などで環境美化に関する学習の場を設けるなど、モラル教育に努めます。
- 美化活動に積極的に取り組んでいる個人や団体、企業等に対し、ゴミ袋の無料配布を継続するとともに、区民一斉清掃の充実促進を図ります。

### 3. 住みよい暮らしを守る公害防止の推進

#### 現状と課題

平成 25 年度に行った町民アンケートでは、産業公害や生活型公害、基地に派生する公害等、公害防止に関する取組みについて、重点的に強化していくことが求められています。

本町には、沖縄県の主要幹線である国道 58 号が走っていますが、沖縄県が実施している自動車交通騒音の監視結果によると、幹線道路に近接する住宅地での自動車騒音は、昼夜を問わず環境基準を超えた記録が測定されています。今後においては、関係機関と協力しながら、騒音軽減に向けて取り組む必要があります。

また、住宅地域の悪臭等の衛生管理等については、関係担当部署との連携を取りながら、対応を行うとともに、公害全般に関する啓発活動や、指導体制を強化し公害発生の未然防止に努めていく必要があります。

基地公害については、平成 24 年度に「航空機騒音自動監視システム導入整備事業」を実施し、自動監視システムの更新を行うなど基地公害の監視体制の強化を図るとともに、フリーアクセスによる苦情受付として「基地被害苦情 110 番」を設置し、苦情等の集計結果を各種要請に役立てています。

しかし、いまだ深夜・早朝の航空機の離発着が継続されるだけでなく、ジェット燃料が基地外へ流出するなど他の被害も発生し、付近住民の心身へ大きな苦痛を与えるばかりか、健康への影響も危惧されています。本町では平成 17 年 10 月に町内各種団体を構成する嘉手納基地使用協定に関する町民会議を立ち上げて、基地被害に関する実態把握と基地被害の軽減に向けた要請事項の取りまとめを行いました。取りまとめた要請事項に基づき、嘉手納基地使用協定の締結を求めて政府への要請行動を継続して実施していく必要があります。今後においても、基地公害の軽減に向けて、諸取り組みの強化が求められています。

年別騒音発生回数の推移(平成 20 年～平成 24 年度)

(但し 70dB 以上の騒音のみ)

測定場所 屋良個人住宅屋上・滑走路から0.6km地点

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
年間発生回数	39,357	39,785	39,204	32,803	38,554
月平均発生回数	3,280	3,315	3,267	2,734	3,213
1日平均発生回数	110	113	111	92	111
1日平均累積時間	34分58秒	34分5秒	40分28秒	33分29秒	38分35秒
年最高値(dB)	106.7dB	108.0dB	107.4dB	107.5dB	107.4dB

資料: 嘉手納町と基地ダイジェスト版より

## 基本方針

- ①悪臭や汚水流出防止に対する周知を行うとともに、自動車等の騒音対策を行うなど、住みよい環境づくりに努めます。
- ②基地の存在に起因する公害を防止するため、監視機能を充実させるとともに、関係機関等と連携し快適で安全な環境づくりに努めます。

## 施策の展開

### ①生活型公害の防止等による住みよい環境づくり

- 事業所に対する定期的な指導を行い産業公害の未然防止に努めます。
- ノーカーデーの励行や運転マナーの向上、エコドライブの推進に努めます。
- 率先して排ガス抑制活動に取り組むため、引き続き、町の公用車購入に際してはハイブリットカーなどの導入を図ります。
- 監視パトロールや指導體制の強化を行うなど不法投棄防止対策の充実を図ります。
- 狂犬病予防接種や野犬捕獲にも取り組みます。また、関係機関が取り組んでいる飼い犬・飼い猫の避妊・去勢手術の周知等を図るとともに、飼い主のモラル向上に向けた取り組みを検討します。
- 犬・猫の死骸処理、ハブや害虫駆除に努めます。

### ②基地公害防止に向けた連携強化

- 「基地被害苦情 110 番」の周知を図り、通報を基に公害の実態把握・集計等を行うとともに、各種要請行動に役立てます。
- 航空機騒音については、要請行動に必要な資料整備のため監視機能を充実させるとともに、基地対策協議会の活動を強化し、特に夜間や早朝飛行防止に向けた要請を展開します。
- オイル流出や悪臭など、嘉手納基地から派生する他の公害についても、関係団体や周辺市町村と連携して要請を行い基地公害の防止に努めます。
- 嘉手納基地に特化した「嘉手納基地に関する使用協定」の早期締結を求め、国に対する要請行動を継続して取り組みます。

## 4. 安心・安全な上下水道の維持管理

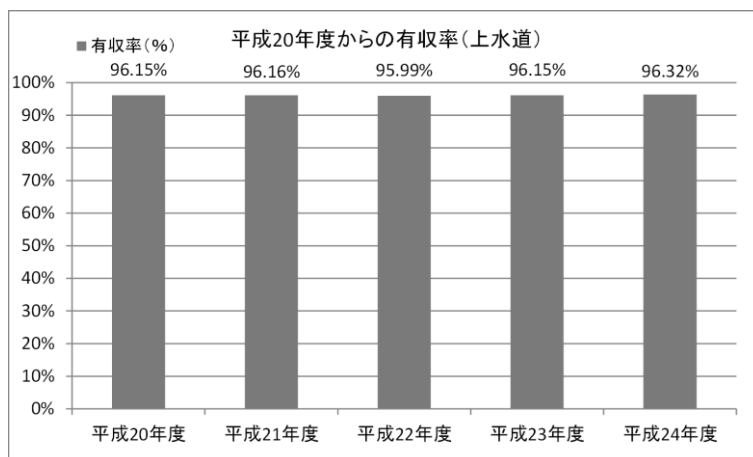
### 現状と課題

本町の水道事業は、昭和 39 年に事業主体が創設され、水道施設整備計画に基づいた配水管の整備を進めるとともに、マッピングシステムを導入し管理体制を整えるなど、これまで安全で豊富、低廉な水の供給に努めてきました。

今後は、平成 22 年度に策定した「嘉手納町地域水道ビジョン」に基づき、老朽化した配水管の計画的な布設替えを行うとともに、災害に強い水道施設の整備を進める必要があります。

生活環境の整備と比謝川の汚濁防止を目的に進められてきた下水道事業については、今日までに普及率 100%となり、町内のどの家庭からも下水道へ接続することが可能になりました。

今後においては、残る未接続箇所に対し水洗化の普及促進に努めるとともに、排水管の老朽化に対応するよう維持管理体制の強化に努める必要があります。



資料: 上下水道課

### 用途別使用水量(上水道)

	平成20年度			平成21年度			平成22年度		
	延件数	給水量(m <sup>3</sup> )	一件一日当たりの給水量(l)	延件数	給水量(m <sup>3</sup> )	一件一日当たりの給水量(l)	延件数	給水量(m <sup>3</sup> )	一件一日当たりの給水量(l)
家事用	52,607	1,222,946	23.25	52,991	1,222,403	23.07	53,216	1,221,455	22.95
営業用	5,491	194,614	35.44	5,534	193,945	35.05	5,559	188,350	33.88
官公庁/学校用	919	135,642	147.60	947	133,834	141.32	924	124,956	135.23
その他(工事用)	416	2,967	7.13	427	2,469	5.78	397	2,455	6.18
合計	59,433	1,556,169		59,889	1,552,651		60,096	1,537,216	

	平成23年度			平成24年度		
	延件数	給水量(m <sup>3</sup> )	一件一日当たりの給水量(l)	延件数	給水量(m <sup>3</sup> )	一件一日当たりの給水量(l)
家事用	52,983	1,219,760	23.02	52,974	1,196,926	22.59
営業用	5,529	185,664	33.58	5,476	193,903	35.41
官公庁/学校用	937	131,888	140.76	953	147,931	155.23
その他(工事用)	342	2,790	8.16	396	2,663	6.72
合計	59,791	1,540,102		59,799	1,541,423	

資料: 上下水道課



## 基本方針

- ①水質の監視や配水管の布設替えを行うなど、町民が安心して利用できる水を提供できるよう維持管理体制の充実に努めるとともに、節水に対する意識啓発を図ります。
- ②水洗化の普及促進に努めるとともに、快適な生活環境が維持できるよう、維持管理体制の充実に努めます。

## 施策の展開

### ①上水道の維持管理体制等の充実

- 施設の維持管理体制の充実に努めるとともに、年度毎の工事費用平準化を図られるよう、計画的な配水管布設替工事を図ります。
- 安定した水の供給ができるよう漏水防止策を進めます。
- 各家庭で所有している水タンクについては、ホームページや広報誌などを活用し、定期的な清掃・点検の実施を促します。
- 上水道施設の耐震化計画策定を図り、施設の耐震化を強化します。
- 節水型社会を目指し、水の有効利用に向けた広報活動を推進します。

### ②下水道の維持管理体制の充実

- 下水道施設の維持管理体制を充実させ、公共水域の水質汚濁防止に努めるとともに、町民に対し、下水道施設の役割や大切さを伝えるため周知を図ります。
- 未接続箇所に対する水洗化の普及促進に努めます。

下水道普及状況

	面積 (ha)				人口 (人)			処理区域		水洗便所設置済	
	行政区域	市街地区域	排水区域	処理区域	行政区域	市街地区域	排水区域	戸数 (戸)	人口 (人)	戸数 (戸)	人口 (人)
平成20年度	1,504	187	1,131	1,131	13,883	13,040	13,813	5,138	13,813	4,781	13,325
平成21年度	1,504	187	1,131	1,131	13,927	13,040	13,862	5,208	13,862	4,821	13,432
平成22年度	1,504	187	1,131	1,131	13,970	13,040	13,875	5,267	13,875	4,854	13,521
平成23年度	1,504	187	1,131	1,131	13,930	13,040	13,930	5,300	13,930	4,888	13,617
平成24年度	1,504	187	1,131	1,131	13,837	13,040	13,837	5,388	13,837	4,951	13,688

資料：下水道事業決算統計

## 5. 災害に強く犯罪のない地域社会の形成

### 現状と課題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、我が国はこれまでに経験したことのない未曾有の危機に見舞われると同時に、地域の絆やいざという時の備え、危機管理の重要性を改めて認識させられました。

嘉手納町の防災対策については、平成11年度に『嘉手納町地域防災計画』を策定し、防災行政の整備を進めてきました。また、県の防災計画の見直しを受け、平成25年度には津波に関する内容も盛り込むなど計画の見直しを行っており、今後も必要に応じて適宜見直しを行うことが求められます。さらに、この間、『嘉手納町災害時要援護者避難支援計画』を策定し、要援護者の把握や登録、避難支援のための方策を位置づけています。今後は同計画に基づき、地域の協力体制や災害ボランティアの育成など、地域における支援体制づくりを進める必要があります。

防犯体制については、防犯協会等によるパトロールや夜間街頭指導を実施するなど、防犯に対する取り組みが行われています。また、消防・救急においても、ニライ消防によるAED講習や心肺蘇生法の講習会の開催、地域では幼少消防クラブの育成や婦人会、老人クラブ参加による防災訓練を実施するなど、防災に対する意識啓発を行ってきました。

今後においても、地域におけるコミュニティ意識の醸成を図るとともに、町民、警察、行政等が連携した防犯活動に取り組むとともに、いざという時に救急救助に対応できる人材の育成に努める必要があります。

時間別救急活動状況

		(件数)				
時間	年次	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
	0～2		35	36	24	65
2～4		30	32	44	31	23
4～6		29	22	20	30	28
6～8		31	38	48	36	55
8～10		57	50	53	70	66
10～12		47	71	76	61	59
12～14		41	52	65	54	55
14～16		63	54	63	53	67
16～18		51	62	68	65	58
18～20		83	62	58	79	74
20～22		55	53	44	64	52
22～24		29	44	46	65	43
合計		551	576	609	673	624

資料：ニライ消防本部

年齢別救護状況 (人)

年次	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
合計	554	582	613	677	630
新生児	0	0	2	0	0
乳幼児	22	24	32	31	33
少年	35	30	36	33	23
青年	244	240	264	302	258
老人	253	288	279	311	316

資料: ニライ消防本部

曜日別救急出動件数 (件数)

年次	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
合計	602	622	674	736	698
日曜日	107	92	94	108	113
月曜日	68	96	93	107	93
火曜日	79	91	95	105	99
水曜日	93	76	105	96	110
木曜日	84	83	94	104	85
金曜日	83	105	94	111	96
土曜日	88	79	99	105	102

資料: ニライ消防本部

覚知別救急出動状況 (件数)

年次	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
合計	602	622	674	736	698
119	497	532	569	640	614
警察から	1	1	0	4	0
一般加入	57	58	69	58	61
自己確認	0	1	1	0	0
駆け込み	44	30	33	33	22
その他	3	0	2	1	1

資料: ニライ消防本部

※携帯電話からの覚知は、119が多いためすべて119に分類した

傷病別救護状況 (人)

年次	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
火災	0	0	0	0	1
自然災害	0	0	0	0	0
水難	0	0	3	0	2
交通	59	41	50	48	55
労働災害	3	0	2	2	0
運動競技	7	8	12	5	5
一般負傷	94	64	78	100	100
自損行為	4	7	4	5	4
急病	366	447	432	490	443
その他	21	15	32	27	20
合計	554	582	613	677	630

資料: ニライ消防本部

消防勢力 (人、台、基、箇所)

年次	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
消防署					
定員	31	31	31	31	31
梯子車	0	0	0	0	0
タンク車	1	1	1	1	1
ポンプ車	3	3	3	3	3
救急車	2	2	2	1	1
消防団					
定員	22	22	22	22	22
分回数	3	3	3	3	3
ポンプ車	0	0	0	0	0
輸送車	0	0	0	0	0
可搬ポンプ	0	0	0	0	0
消火栓	134	138	139	141	141
防火水槽	15	15	16	16	16

資料: ニライ消防本部



災害ボランティア養成講座



ニライ消防救急フェア

## 基本方針

- ①防災に対する意識の醸成を図るとともに、要援護者の避難、災害時における情報の収集・伝達を迅速に行える体制づくり、災害に強いまちづくりに取り組みます。
- ②犯罪を未然に防止するためコミュニティの強化を図るとともに、犯罪の起こりにくい環境づくりに努めます。
- ③町民に対して救急業務への理解を深めるとともに、処置が必要な場面に遭遇した時に適切に対処ができるよう指導に努めます。

## 施策の展開

### ①防災意識の向上と地域ネットワークづくりの推進

- ショッピングセンターや祭り会場など、多くの人が集まる場所で防災グッズやハザードマップの紹介などを行い防災に対する意識の向上を図ります。
- 町内の商業施設等とも連携し、津波避難ビルの指定に努めます。
- 社会福祉協議会や各自治会の民生委員と協力し、災害時要援護者支援マップづくりを進めます。
- 公共施設の耐震性の確保や透水性舗装を取り入れるなど、災害に強い都市基盤づくりを進めます。
- 地域防災計画に基づき、危機管理対応能力の強化に努めるとともに、周辺市町村、関連機関との連絡体制の強化を図ります。
- 自主防災組織の立ち上げを支援していきます。

### ②防犯意識の向上とコミュニティづくりの推進

- 犯罪の未然防止に向けて、地域での声かけ運動を行うなど地域のコミュニティづくりを進めます。
- 犯罪が多発する地区については、地域住民や関係機関との連携によりパトロールの継続・充実を図ります。
- 嘉手納地区防犯協会との連携を強化するとともに、「太陽の家」等の周知に努めます。

### ③消防・救急体制の充実

- 地域住民への応急処置、救命講習会の受講を促進し、バイスタンダー（応急処置実践者）の育成に努めます。
- ニライ消防との連携のもと、町民に対する消防・救急に関する知識の普及やニライ消防団の育成に努めます。

## 6. 安全な消費生活に向けた環境づくりの推進

### 現状と課題

規制緩和の拡大、通信技術の発達に伴う新たな取引方法の出現など、消費者を取り巻く環境が大きく変化しています。そうした中、全国的に食品の安全性に対する関心が高まっているとともに、巧妙で悪質な訪問販売、架空請求等、様々な消費者トラブルが発生しています。

今後は町民への迅速な情報提供と消費生活指導を強化する必要があります。今後においては、各関係機関や団体と連携を密にしていく中で、町民への情報提供や啓発活動の充実、相談や苦情処理に適正に対応できる体制強化を図り、主体的に意思決定のできる自立した消費者を育成していくなど、消費者被害の未然防止対策を推進する必要があります。

### 基本方針

- ①関係機関等との連携のもと、悪徳商法や食の安全等に関する情報の把握に努めるとともに、相談・苦情対応の充実に向けて取り組みます。また、適正な商品取引・提供に向けて適正計量の継続実施を図り、消費者保護を推進します。
- ②消費者自身の意識を高めしていくため、情報提供による消費者の意識啓発等に努めます。

### 施策の展開

#### ①消費者保護行政の推進

- 安心して適正な商品を選択できるよう、問題ケース等に対する情報の収集と提供に努めます。また、消費者保護行政に関する各種法制度や取り組み等に関する情報の収集及び関連セクションでの情報の共有を図ります。

○沖縄県県民生活センターとの連携のもと、消費生活相談体制の充実や苦情対応の充実に努めます。

○適正な商品取引・提供が行われるよう、引き続き計量器定期検査の実施・強化を図ります。

## ②トラブルの防止に向けた消費者意識の啓発

○消費生活のトラブルを未然に防止するため、広報誌やホームページ等、様々な情報媒体を用いてタイムリーな情報や具体的なトラブル事例の紹介等を行い、消費者意識の啓発等を図ります。